

ルーマニア

意匠規則

意匠法 No. 129/1992 施行規則

2008年2月27日公布

2008年3月12日施行

目次

第 I 章 保護条件

- 規則 1 意匠の法的保護
- 規則 2 定義。略語
- 規則 3 期限
- 規則 4 公用語
- 規則 5 保護の取得の条件

第 II 章 登録証の付与を受ける権利

- 規則 6 登録証の付与を受ける権利
- 規則 7 出願人有利の推定

第 III 章 登録手続

- 規則 8 意匠の OSIM への登録出願
- 規則 9 国際寄託
- 規則 10 意匠登録出願の機密性
- 規則 11 出願によって満たされるべき条件
- 規則 12 説明
- 規則 13 図的表示
- 規則 14 OSIM での代理
- 規則 15 複合寄託
- 規則 16 優先権主張
- 規則 17 正規の寄託
- 規則 18 予備審査
- 規則 19 寄託の分割
- 規則 20 寄託の併合
- 規則 21 出願の分類
- 規則 22 意匠登録出願の公告
- 規則 23 利害関係人による異議申立
- 規則 24 意匠の登録出願の実体審査—実体条件
- 規則 25 意匠審査委員会
- 規則 26 意匠審査委員会の権能
- 規則 27 国際寄託の審査
- 規則 28 通知

- 規則 29 意匠審査委員会の決定
- 規則 30 取消
- 規則 31 審査手続において拒絶の根拠となるべき資料
- 規則 32 手数料
- 規則 33 放棄
- 規則 34 BOPI(意匠)での詳細情報の公告
- 規則 35 変更, 補完, 訂正
- 規則 36 意匠登録証の交付
- 規則 37 意匠登録証の更新
- 規則 38 回復
- 規則 39 出願登録簿
- 規則 40 意匠登録簿

第 IV 章 権利

- 規則 41 意匠に関する権利の移転：譲渡, ライセンス及びその他の権利
- 規則 42 意匠における権利の記録
- 規則 43 ライセンスの記録
- 規則 44 証明書の共有

第 V 章 OSIM の決定に対する審判請求

- 規則 45 審判請求。総則
- 規則 46 委員会の構成員と権限
- 規則 47 審判請求委員会会議の準備
- 規則 48 会議及び討議
- 規則 49 委員会の決定
- 規則 50 審判請求の証拠保管

第 VI 章 経過及び最終規定

- 規則 51 経過規定
- 規則 52 指示

第 I 章 保護条件

規則 1 意匠の法的保護

意匠の法的保護は、ルーマニアが当事者となっている条約、協約及び協定を遵守して再公布された意匠法 No. 129/1992 に従って確保されるものとする。

規則 2 定義。略語

本規則において、次の用語及び表現は、それぞれ次のとおり定義される。

- (a) 「ロカルノ協定」－1968年10月8日に締結され1979年9月28日に改定された意匠の国際分類に関するロカルノ協定であって、ルーマニアが法律 No. 3/1998 により加盟したもの
- (b) 「BOPI-DM」－工業所有権公報(意匠)
- (c) 「パリ条約」－国家評議会によって発せられた命令 No. 1,177/1968 によりルーマニアによって批准された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約
- (d) 「国際出願」－ヘーグ協定に従って作成された意匠登録の出願
- (e) 「出願」－意匠登録の出願
- (f) 「国際分類」－ロカルノ協定による意匠分類
- (g) 「出願日」－法第12条に従って正規の出願を構成する書類が国家発明商標庁(OSIM)によって受領された日
- (h) 「優先日」－工業所有権の保護に関するパリ条約に規定する条件に基づいて、何れの管轄当局に対してであるかに拘らず意匠の登録出願が最初に提出された日、又は国際博覧会に意匠が展示された日
- (i) 「正規の寄託」－意匠説明書及び(該当する場合)図的表示又は見本を伴う意匠の登録出願
- (j) 「複合寄託」－法第14条に従って同一の製品範疇に含まれ、かつ、国際分類の同一類に属する複数の意匠を含む寄託
- (k) 「説明書」－規則12に規定の条件で、意匠の美的外観に関する特徴的要素及びその新規性要素の文書による簡潔な説明
- (l) 「審査官」－意匠登録の出願の審査を自らの基本的権能とする OSIM の専門官
- (m) 「法」－再公布された法律 No. 129/1992
- (n) 「OHIM」－共同体商標及び意匠に関する権能を有し、本部がスペインのアリカンテにある欧州共同体商標意匠庁
- (o) 「WIPO」－世界知的所有権機関
- (p) 「利害関係人」－当該意匠に関する適法な利害を有する者であって、当該意匠の登録によってその権利が害される虞のある者
- (q) 「公告」－何らかの方法で公衆の閲覧に供すること
- (r) 「権原承継人」－意匠登録証の付与を受ける権利又は意匠の登録出願若しくは登録から生じる権利の何れかを譲り受けた自然人又は法人
- (s) 「知識ある利用者」－意匠が出願された又は当該意匠を一体化する製品の利用の分野において知識のある又は権限を有する利用者
- (t) 「意匠部」－意匠登録に関する手続の遂行において権能を有する OSIM 内の専門部

規則 3 期限

- (1) 期限は、法及び本規則に規定されたものとする。
- (2) OSIM によって求められる補完に関する期限の不遵守は、登録の拒絶をもたらす。
- (3) 日に基づいて設定される期限は、暦日から成るものとし期限の開始日又は終了日の何れかを含まない。
- (4) 年、月、又は週に基づいて設定される期限は、開始日に対応する年、月又は週の日に終了する。
- (5) 月の 29 日、30 日及び 31 日に始まり当該日がない月に満了する期限は、翌月の最初の日に満了するものとする。法定の休日又は庁が公衆に開かれていない時に満了する期限は、翌就業日の終了まで延長される。
- (6) OSIM によって郵便で通知される期限は、郵便局印の日に開始する。
- (7) OSIM へ郵送される手続書類は、期限の満了日前に郵便局に付託された場合は、適時になされたものとみなされる。
- (8) 出願又は本規則に基づいて OSIM によって付与された登録証に関する期限は、次の条件が重複して満たされる場合に限り OSIM によって延長されることができる。
 - (a) 期限の満了前に出願人又は所有者によって署名された正当な請求があること
 - (b) OSIM への請求の提出時に法定手数料が納付されていること
 - (9) OSIM は、期限延長の請求の承認又は拒絶に関し書面で出願人に通知する。
 - (10) (8) は、次の場合は適用されない。
 - (a) 法第 16 条から第 18 条までの優先権の主張
 - (b) 登録及び公告手数料の納付
 - (c) 法第 21 条による異議申立
 - (d) 法第 24 条による審判請求
 - (11) 出願人又は登録証所有者が法第 29 条に規定の状況にある場合において、次の条件が重複して満たされるときは、OSIM は期限内に回復を認めることができる。
 - (a) 出願人又は所有者によって署名された請求が、法第 29 条(1)に基づく期限内に OSIM に提出されること
 - (b) 請求が、期限が遵守されなかった理由を含むこと
 - (c) 法定手数料が請求時に納付されていること。手数料が、効力回復について法律で定める金額で納付されていること
 - (d) 法第 29 条(1)に定める期限内に、回復の請求を実証する証拠が OSIM に提出されていること
 - (12) 回復の請求に関する応答書は、出願人又は職業代理人に送付される。

規則 4 公用語

- (1) 意匠登録の出願は、ルーマニア語で OSIM に提出する。すべての法的手続はルーマニア語で行うものとする。
- (2) 外国の自然人又は法人は、すべての書類をルーマニア語で提出しなければならない。
- (3) OSIM での手続において証拠として使用される刊行物中の書類は、ルーマニア語の翻訳文が出願後遅くとも 1 月以内に提出されることを条件として、何語でも提出することができる。

規則 5 保護の取得の条件

- (1) 意匠は、次の条件が重複して満たされている場合に登録することができる。
 - (a) 法第 2 条(d), (i) 及び(j) の意味の意匠を構成する。
 - (b) 新規性を有する。
 - (c) 独自性を有する。
- (2) 意匠は、その登録出願日より前、又は優先権が主張されているときは優先日より前に、同一の意匠が公衆の利用に供されていない場合は、新規性を有するとみなされる。
- (3) 法第 7 条(1) の条件に基づいて公衆の利用に供されることは、これが一定の日時を有する場合に限り斟酌される。
- (4) 口頭手段によって、使用によって、又はその他の手段によって公衆の利用に供された知識は、同一のものを含み公衆の利用に供されたこと及びそれが公衆の利用に供された時を証明する書類によって確認される場合に限り斟酌される。書類は、公衆への口頭開示、使用又はその他の手段による公表の日の後とすることができ、当該日が知識が公衆の利用に供された日時となる。
- (5) 法第 6 条の意味において、意匠は、それが知識ある利用者を与える全体的印象が、登録出願日より前又は優先権が主張されるときは優先日より前に公衆の利用に供されているか何れかの他の意匠によって当該利用者には与えられる印象と異なっている場合は、独自性を有する。

第 II 章 登録証の付与を受ける権利

規則 6 登録証の付与を受ける権利

- (1) 複数の者が互いに独立して同一の意匠を創作した場合は、登録証を付与され交付される権利は、最初に OSIM に登録出願をした者に帰属する。優先権が認定されている場合は、この権利は、自らの出願が最先の優先日を有する者に帰属する。
- (2) 複数の者が共同で意匠を創作した場合は、登録証の付与を受ける権利は、契約において別段の定がある場合を除き、それらの者に平等に帰属する。
- (3) 創作委任契約とは、創作委任を明示的又は暗示的にする契約である。
- (4) 職務とは、従業者によって認められ若しくは署名された雇用契約又は添付書類に規定された権能である。職務明細書は、雇用契約の不可欠な一部である場合を除き斟酌されない。
- (5) 意匠が、創作委任契約の結果として創作された場合は、登録証の付与を受ける権利は、契約に別段の定がある場合を除き、意匠の創作を委任した者に属する。
- (6) 意匠が明示的に委任された職務中に従業者によって創作された場合は、契約に別段の定がある場合を除き、登録証の付与及び交付を受ける権利は、使用者に帰属する。

規則 7 出願人有利の推定

反証がない場合は、出願人は、法第 4 条に従って意匠登録証の付与を受ける権利を有するものと推定する。

第 III 章 登録手続

規則 8 意匠の OSIM への登録出願

- (1) 意匠の登録出願は、次の通り何人もこれを行うことができる。
 - (a) OSIM 一般登録局に直接
 - (b) 郵送
 - (c) 電子様式又は電子的手段(ただし、規則 11 の規定が満たされることを条件とする)。電子様式又は電子的手段による願書その他の書類の提出及び審査については、OSIM 長官が指示を出す。
- (2) OSIM は、(1)に規定する様式の 1 による出願の受領、出願日及び出願番号を出願人に確認する。出願が(1)に規定の様式以外の手段で伝達される場合は、出願は考慮されずその提出は確認されない。
- (3) 複数の出願人がある場合は、それらの者の 1 が連絡人と明示的に指定されているか又は職業代理人が任命されている場合を除き、OSIM は出願に記載された最初の出願人とのみ連絡する。
- (4) OSIM は、願書及びその添付書類上に、出願／受領日及び出願／受領番号を付し、受領した書類に署名する。
- (5) 願書の出願／受領後、OSIM は、正規の国内寄託日の付与に関する法的条件の遵守を点検し認められた瑕疵を出願人に通知する。
- (6) 提出された願書及び添付書類が法第 12 条に規定の法的条件を満たす場合は、出願は出願登録簿に掲載される。
- (7) 出願が、寄託の付与に関する法第 12 条(2)に規定の最低条件を満たさず、認められた期限内に瑕疵が修正されない場合は、願書及び添付書類は出願人の費用で返却され、OSIM が写しを証拠として保管する。

規則 9 国際寄託

- (1) 国際寄託は、パリ条約第 3 条に従ってルーマニアにおける現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有するルーマニア又は外国の出願人が、ヘーグ協定に従って WIPO へ直接又は OSIM を介して、願書及び添付書類を伝達することによって構成される。
- (2) 国際寄託が複数の出願人によって登録され、少なくともその 1 が(1)を満たす場合は、出願はなされたものとする。
- (3) 国際寄託は、ヘーグ協定及びその施行規則を遵守して出願人により作成されなければならない。出願人が記入する様式は、WIPO 国際事務局によって詳細規定されたものである。
- (4) OSIM は、全書類を WIPO 国際事務局へ送付し、出願について出願人に通知する。ただし、登録手数料に審査手数料を加算した金額に等しい手数料を OSIM が享受するものとして出願人が納付することを条件とする。
- (5) ヘーグ協定及びその施行規則に規定された手数料は、出願人によって直接 WIPO 国際事務局に納付される。
- (6) OSIM に登録された国際寄託の写しは、証拠として保管され公衆の利用に供されない。
- (7) WIPO 国際事務局への国際出願の送達後、出願人は、WIPO 国際事務局との連絡のすべてを直接又は職業代理人を介して行い、指定国における登録手続を続ける。

規則 10 意匠登録出願の機密性

- (1) OSIM は、意匠の登録願書に記載される情報並びに当該願書に添付される図的表示に関し、OSIM 一般登録局におけるその提出日から法第 20 条に基づく BOPI(意匠)での公告の日までその機密性を保証し、責任をもってこれを厳守する。
- (2) 出願人又は創作者が願書に記載された情報を開示した場合は、OSIM は責任を負わない。

規則 11 出願によって満たされるべき条件

- (1) 意匠登録の願書は、OSIM 長官が発する指示に規定された標準様式 2 部にタイプで記入する。
- (2) (1)に規定の標準様式は、次のとおり OSIM によって無料で出願人の利用に供される。
 - (a) OSIM 一般登録局から直接
 - (b) OSIM のウェブサイト上で
- (3) 意匠登録の出願は、法第 10 条に規定のすべての要素を含み、原本に署名しなければならない。そうでなければ、出願は単なる連絡とみなされる。
- (4) 出願人が法人である場合は、その法人の法定形態及びその法人の組織定款を法律により規制している国の双方を指定しなければならない。
- (5) 出願人が、外国の自然人又は法人である場合は、国籍及びその者が居所を有する国名、又は(場合により)出願人がパリ条約第 3 条の意味の営業所を有する国名を表示するものとする。
- (6) 写し又はファックスで送達された書類に付された署名は、送達日から最大 1 月以内に書類が原本で OSIM に送付される場合に限り考慮される。
- (7) 削除、訂正、単語又は行の追加は、原本において出願人がその旨証明していない限りは登録出願において認められない。
- (8) 出願人、住所又はその登録された営業所を特定することができない出願は、法第 12 条(3)によって拒絶される。
- (9) 意匠の名称及び意匠を組み込む製品の名称は、国際分類を遵守し、商用の暗号及び号数を使用せず、一般的かつ周知の概念によるルーマニア語で表示しなければならない。
- (10) 出願は、法に規定の情報及び書類を含まなければならない。その他追加提出の書類又は資料は、6 月以内は OSIM によって出願人の利用に供され、その後破棄される。

規則 12 説明

- (1) 法第 10 条(1)(e)による意匠の説明は、願書上で直接に又は署名された添付書類上にし、願書に添付された図的表示にも見られる美的外観の特徴的要素及び新規性要素のみを含まなければならない。
- (2) 当該説明は、技術上又は機能上の詳細、技術的特徴、大きさ、細目又は寸法を含んではならない。
- (3) 複合寄託の場合は、説明は、(1)及び(2)の規定を満たして、各々の意匠について作成しなければならない。
- (4) 意匠の説明は、最大 100 語とする。
- (5) 説明が、場合により(1)から(4)までの条件の 1 を満たさない場合は、考慮されず、OSIM は新たな説明を請求し、これは請求日後最大 30 日以内に提出されなければならない。

(6) 補正後に説明が(1)及び(2)の規定の何れかを満たさない場合は、公告されず、補正後に説明が(3)の規定を満たさない場合は、出願は法第12条(3)によって拒絶される。

規則13 図的表示

(1) 出願に添付される図的表示は、次のとおりとすることができる。

(a) 専門的基準を満たす白黒写真又はカラー写真であって、印刷による複製を行うに十分なコントラストを有するもの

(b) 専門的基準を満たす白黒又はカラーによる図的表示であって、製図器械を用いてトレーシング・ペーパー又は高品質の光沢のない白い紙に墨で描かれたもの

(2) 意匠は、他の付属物(人物、動物、植物等)を伴わずに遠近法で表示する。

(3) 図的表示の最小寸法は60mm×60mm又はその倍数とするが、最大で180mm×240mmを超えてはならない。

(4) 図的表示の原本には登録出願の出願人の署名を付すほか、該当する場合はその捺印も施すものとする。

(5) 同一の製品が複数の位置において又は異なる角度から表現されている場合は、番号は点で分けた2つの数字(例えば、最初の意匠を1.1, 1.2, 1.3等とし、2番目の意匠を2.1, 2.2, 2.3等とする)で表わす。当該番号は原本上に記載する。組合せを表示する意匠の番号は次のとおりとする。組合せ1A及び組合せの構成部分2A, 3A等。

(6) 次は図的表示としての登録を拒絶される。

(a) 断面図で概略的に、又は断裂平面図により寸法を付けて製品を表示し、かつ、説明文又は凡例を付けた技術図面

(b) 印刷方法による複製が不可能である図的表示

(7) 図的表示は、登録出願の主題である意匠を完全に表現し、その美的特徴を明確にしなければならない。図的表示は、意匠の細部のすべてを明確にして公告を可能にするに十分な品質でなければならない。

(8) 図的表示が(1)から(7)までの規定を満たさない場合は、登録出願は拒絶される。

(9) 平面意匠においては、図的表示には最大寸法297×210mmの3の見本を添付することができる。

(10) 生鮮又は有害見本は、登録を拒絶され出願人に返却される。

(11) 複合寄託の場合は、(9)の規定に従って一部の意匠に見本を添付することができる。

(12) 図的表示を電子的形態又は電子的手段で提出することができる条件は、OSIM長官が発する指示により定める。これは、BOPI(意匠)に公告する。

(13) 予備審査後に他の図的表示が請求され、意匠が当初の図的表示とは別の角度から又は異なる方法で表示された場合は、これらは考慮されない。

(14) 法第11条(1)の適用上、意匠の細部は登録を受けられない。

(15) 意匠の排他的権利が主張されない部分は、点線で表示し又は図的表示から除かれなければならない。

規則14 OSIMでの代理

(1) OSIMでの手続において、ルーマニア人の出願人又は所有者は、本人が出頭し又は職業代理人の代理を受けることができる。

- (2) 出願人、所有者、譲渡人又はその他の利害関係人は、意匠登録又は登録意匠に関する手続について、独立して又は工業所有権代理人の職業の組織又は業務に関する再公布された政令 No. 66/2000 に規定の雇用形態で、工業所有権代理人の職業に従事する職業代理人によって代理を受けることができる。
- (3) 職業代理人の任命は、出願様式に記載し、かつ、原本で OSIM に提出され出願人の名称と署名を付す委任状によって表示しなければならない。
- (4) 職業代理人は、義務として出願人が署名した特別委任状の原本を提出しなければならない。
- (5) 委任状には、意匠の名称及び委任範囲によって意匠登録の 1 又は複数の出願を明示的に表示しなければならない。
- (6) 委任状は、出願時又は出願後 15 日以内に提出することができる。OSIM は、委任状提出時まで出願人と連絡する。外国人の出願人で職業代理人を任命している場合は、予備審査手続は委任状の提出までは開始しない。
- (7) 出願人が職業代理人によって代理されている場合は、職業代理人が出願に署名することができる。
- (8) 出願又は権利の移転を目的とするものを含むその他の請求の取下又は放棄が職業代理人を介して請求される場合は、これらは原本に出願人の署名を付した特別委任状に基づいてのみなされる。
- (9) 出願人は、1 の職業代理人のみ有することができる。出願に 2 以上の出願人があり、OSIM が複数の職業代理人を伝達される場合は、OSIM は、伝達された筆頭の職業代理人とのみ連絡する。
- (10) 新たな職業代理人 OSIM に伝達された場合は、古い職業代理人に関する記載は、OSIM が職権によりこれを抹消する。
- (11) 意匠出願又は登録意匠に関する職業代理人の追加又は変更は、出願の法的地位の修正についての法律に規定される金額での手数料納付を条件とする。

規則 15 複合寄託

- (1) 複合寄託は、意匠 100 件を上限として構成し、法第 14 条に従って単一出願とすることができる。
- (2) 複合寄託の各意匠は、本規則に規定の手続に関し独立して取り扱う。
- (3) 独立の各意匠は、複製、利用、ライセンス、譲渡することができ、又は放棄、取消、更新の対象とすることができる。
- (4) (1) 及び(2)の規定が満たされない場合において、OSIM の請求があったときは、出願人は出願を分割しなければならない。出願の分割は、自動的に寄託の分割をもたらす。出願人は、法又は本規則の規定を満たす各意匠又は意匠群について登録願書を 2 部提出しなければならない。
- (5) 出願人が審査官の請求から 30 日以内に出願を分割しない場合は、OSIM は、職権により当該出願を分割して最初の出願のみ審査し、残りは拒絶する。
- (6) OSIM に提出された分割された出願は、その分割元の出願の寄託日及びその優先日から利益を得るものとする。ただし、これらの分割出願は、当初の寄託に含まれるものと同じの意匠を修正なしに含まなければならない。

規則 16 優先権主張

- (1) 出願は、法第 17 条及び第 18 条に従って、1 又は複数の優先権を主張する旨の陳述を含むことができる。
- (2) 優先権の主張の条件及び主張された優先権の認定の効果は、法及びパリ条約に規定のものとする。
- (3) 優先権が主張された場合は、出願には次を正確に表示しなければならない。
 - (a) 主張された優先日
 - (b) 優先権証明書番号及び博覧会主催者が交付する保証証明書番号
 - (c) 証明書が交付された国
- (4) 優先権の認定について、法第 17 条及び第 18 条に従って登録出願において 1 又は複数の優先権が主張されている場合は、次の条件が重複して満たされなければならない。
 - (a) 法第 18 条に従って、1 又は複数の原本による優先権書類及び法定手数料を出願日から遅くとも 3 月以内に提出すること
 - (b) 優先権が主張される意匠は、保護が求められる意匠と同一でなければならないこと
- (5) 意匠が国際博覧会に展示されたことの結果としての法第 17 条に従う優先権の主張は、次を含む保証証明書に基づいて正当化されるものとする。
 - (a) 意匠が展示された博覧会の主催者の名称及び住所
 - (b) 博覧会の名称、開催地及び開催期間
 - (c) 博覧会に意匠を展示した者が自然人である場合はその名称及び住所、法人である場合はその名称及び登録営業所
 - (d) 公開展示期間
 - (e) 保証証明書の番号及び日付、博覧会主催者の署名及び捺印
 - (f) 展示された意匠の図的表示
 - (g) 展示された意匠の説明
- (6) (3)、(4) 及び (5) の規定の不遵守は、主張された優先権の不承認を決定する。
- (7) 意匠の登録出願人が他人に属する優先権を援用して優先権の承認を求める場合は、出願人が最初の寄託の優先権を主張する権利を有することを証明する授權書を OSIM に提出することが必要である。この授權書を提出する期限は、優先権の主張から最大 3 月とし、これが守られない場合、OSIM は主張された優先権を承認しない。

規則 17 正規の寄託

- (1) 正規の国内寄託は、意匠の図的表示を添えて、法第 10 条に従って表示されルーマニア語で作成された登録出願及び説明書により構成される。平面意匠の場合は、図的表示は見本を付すことができる。
- (2) 法第 12 条に従って正規の国内寄託が構成されたすべての出願は、法に定める法定手数料の納付を条件として国家出願登録簿に記載される。

規則 18 予備審査

- (1) 意匠登録の出願は、次の事項に基づいて予備審査を受けなければならない。
 - (a) 法第 19 条に規定の条件の充足
 - (b) 職業代理人が OSIM で出願人を代理する権利を有するか否か

(c) 条約優先権が正確に援用され、OSIMに提出された優先権書類によって裏付けられているか否か

(2) 出願に他の付加的な情報が含まれる場合、又は法第12条に規定のもの以外の書類若しくは資料を含む場合は、当該出願は、当該付加的な要素を考慮せずに審査される。これらの付加的な資料は、出願人の請求によりその費用負担をもって返還され得る。6月が経過した後も出願人が当該資料を請求しなかった場合は、OSIMはこれらを破棄し、かつ、ファイルに綴られた報告書にその旨を記録する。

(3) OSIMが、登録出願の審査後、法及び本規則に規定する条件の充足に関する不備を確認した場合は、その旨出願人に通知するとともに出願人に対し1月の修正期間を与えるものとする。

(4) 不備が法定期間内に又は与えられた期間内に修正されない場合は、出願は、意匠部内の審査委員会によって法第19条(2)に従って拒絶されるか、又は場合により優先権は承認されない。

(5) (4)に規定の委員会は、出願の公告時点まで出願の取下に注目することができる。取下は、委員会の意匠部決定登録簿に記載する。

(6) 委員会は、部長又はその代理、意匠部内の審査官としての法的有資格の構成員及び出願審査官によって構成される。

規則19 寄託の分割

(1) 出願人の請求があるときは、複合寄託は、2又はそれ以上の寄託に分割することができる。

(2) 出願人は、各意匠又は意匠群の登録出願をOSIMにする。

(3) 分割の請求は、出願人が出願の公告前までにすることができる。

(4) 分割された出願は、当初の出願内容を越えない要素についてのみなされるものとする。

(5) 分割出願は、当初の出願日になされたものとみなされる。

(6) 複合寄託の条件を満たさない出願は、法第19条(4)から(7)までの規定に従って取り扱われる。

規則20 寄託の併合

(1) 出願人の明示的請求により、2又はそれ以上の登録出願は、次の条件を重複して満たすことを条件にこれを併合することができる。

(a) 国内寄託日が同一であること

(b) 出願人及び創作者が同一であること

(c) 意匠が国際分類に従い同一の製品範疇に組み込まれることを意図し、法第14条を満たすこと

(2) 併合の請求は、出願日から最大2月以内に作成されなければならない、かつ、BOPI(意匠)に公告される。

規則21 出願の分類

(1) OSIMは、ロカルノ協定を遵守して意匠の登録出願を分類しなければならない、各出願及び他の書類に類及び副類を記入しなければならない。

(2) 出願の分類は、特に新規性に関する書類調査をする目的でなされる。

規則 22 意匠登録出願の公告

(1) 意匠登録出願の関連詳細及び正規の提出が構成された出願の図的表示は、正規の寄託後最大 4 月以内に BOPI(意匠)に公告される。

(2) BOPI(意匠)に公告される関連詳細は、次のとおりである。(21) 国内寄託番号；(22) 国内寄託日；(43) 公告日；(71) 出願人の名称及び宛先；(74) 職業代理人の名称及び宛先；(72) 創作者の名称；(54) 意匠の名称；(28) 意匠番号；(51) LOCARNO (7) C1；(80) 国際登録の番号及び日；(57) 意匠の説明書；(3) 主張された優先権

(3) 意匠の図的表示は、出願人の求める寸法で公告されるが、(4)に規定の限界を越えないものとする。この表示は、対応する法定手数料の納付を条件として黒白又はカラーで公告することができる。

(4) 標準スペースの公告に認められる図的表示の寸法は、最小で 60mm×60mm、又はその倍数、最大で 180mm×240mm とする。

(5) 意匠の説明書は、法定手数料の納付を条件として任意により公告される。

(6) OSIM に帰せられる理由で、公告が過誤又は(1)に規定の一部の要素の欠落を含む場合は、OSIM は、これを職権で又は出願人の請求で更正の手続きをし、なされた更正は出願人による手数料の納付なしに BOPI(意匠)に公告する。

(7) 出願に記入され登録を求める意匠に関係のない情報は、BOPI(意匠)に公告されない。

(8) 複合寄託において、出願公告の繰延は、すべての意匠について、かつ、同一期間、すなわち出願後又は優先権が主張されている場合は優先日後最大 30 月についてのみ請求することができる。

(9) BOPI(意匠)において、ルーマニアが指定国である国際出願の関連情報が公告される。この公告は情報目的でなされ、法的効果は生じない。

規則 23 利害関係人による異議申立

(1) 審査手続において、利害関係人は何人も、法第 22 条(3)に基づいて規定された理由により意匠公告日から 2 月以内に異議を申し立てることができる。

(2) 異議申立には次を含めなければならない。

(a) 異議申立の対象である意匠に関する表示、すなわち寄託番号、出願人の名称及び公告がなされた BOPI(意匠)

(b) 各意匠について、異議申立が基礎とする先の意匠又は先に取得された権利に関する表示

(c) 異議申立書類に表示された書類は、一定の日付を呈示し、正規の出願前に公告されなければならない。

(d) 異議申立書類には、異議申立の対象である意匠(夫々の頁、異議申立を受ける資料上の位置)が正確に表示されなければならない。各異議申立書類及びそれを裏付ける書類は、2 部提出し、1 部を異議申立審査委員会用、1 部を出願人用とする。

(e) 異議申立人の立場及び利害に関する陳述

(f) 異議申立を提出する理由の呈示

(g) (該当する場合)職業代理人の名称又は営業所の名称及び宛先又は所在地

(3) 異議申立を裏付けるために提出される資料は、公衆に注目されると思われる場所に展示

された日付を考慮に入れて公衆の利用に供されるものとし、原本又は一致を認証された写しで提出しなければならない。

(4) 意匠登録に対する異議申立は、BOPI(意匠)における公告日後2月以内に、OSIM一般登録局に又はファクシミリにより提出しなければならないが、7日以内に郵便による受領通知がなされるものとする。

(5) 異議申立は、(1)から(4)までの規定が守られず、かつ、法定手数料が納付されない場合は考慮されない。

(6) 法第21条に従って構成された異議申立は、委員長及び2の構成員から成る異議申立審査委員会によって処理される。

(7) (6)に基づく委員会の構成員は、意匠部内の審査官として法的に有資格の構成員及び異議申立を受けた出願の審査官である。

(8) 出願の審査官は、最大30日以内にその応答を出させるために異議申立を出願人に伝達する。

(9) 出願人が応答を表明しない場合は、OSIMは、ファイルに現存の書類に基づいて異議申立について決定する。

(10) 異議申立書類が(3)の規定を満たさないことをOSIMが確認した場合は、OSIMは、異議申立をした者に対し、15日以内に確認された不備を修正するよう求める。与えられた期間内に補正されない場合は、OSIMは、ファイルに現存の書類に基づいて異議申立を処理する。

(11) 必要とみなされる場合は、異議申立審査委員会の委員長が異議申立の処理のために設けられる委員会に当事者を招集することができる。

(12) 異議申立審査委員会は、異議申立を受理又は拒絶することができ、それに関する報告書を作成する。この報告書は、実体条件の遵守に関する審査を続けるために意匠審査委員会に送られ、かつ、出願人及び異議申立人に送達される。

規則 24 意匠の登録出願の実体審査—実体条件

(1) 審査官は、意匠が次の実体条件を満たすか否かを審査する。

(a) 出願の主題が法第2条(d)、(i)及び(j)に従った意匠であること

(b) 出願の主題が法第8条及び第9条の規定に含まれること

(c) 意匠が新規であり独自性を有すること

(d) 登録出願がパリ条約第6条に含まれる一覧中の何れかの物の不正な使用又は同条約第6条の3に規定される以外の紋章及び盾形紋地の不正な使用を構成すること

(2) 意匠の新規性を確定するときは、最も類似の意匠のみが検討される。

(3) 審査される意匠と外観が同一であり重要でない細部においてのみ異なる物は、関係する物とみなされ、新規性の推定について拒絶の対象とすることができる。

(4) 新規性及び独自性の審査は、主な特徴(製品自体の線、輪郭、色、形、織り方及び／又は素材及び／又は装飾)の組合せによって与えられる全体的印象を、審査される意匠に最も類似である拒絶された物と比較することによってなされる。

規則 25 意匠審査委員会

(1) 意匠審査委員会は、委員長及び委員長が任命する2の構成員、すなわち意匠部内の審査官として法的に有資格の構成員及び出願審査官から構成される。

(2) 意匠審査委員会の委員長は、意匠部の部長又は副部长とする。

規則 26 意匠審査委員会の権能

- (1) 意匠審査委員会は、平面意匠の場合、追加の書類及び見本を求めることができる。
- (2) 意匠審査委員会は、次のことを決定することができる。
 - (a) 出願を全体的又は部分的に受理すること
 - (b) 出願を拒絶すること
 - (c) 出願の主題である意匠の全体的又は部分的な放棄を認めること
- (3) 意匠が本規則に規定の条件を満たす場合は、意匠審査委員会は出願を全体的又は部分的に認容する決定をする。
- (4) 意匠審査委員会は、次に該当する場合は出願を拒絶する決定をする。
 - (a) 出願の主題が、法第 2 条(d), (i) 及び(j)に従う意匠ではないこと
 - (b) 意匠が、法第 6 条及び第 7 条に従う新規性を有さず、独自性を有さないこと
 - (c) 意匠が、法第 8 条に従い専ら技術的機能によって決定されていること
 - (d) 意匠が、法第 9 条に従い公序良俗に反すること
 - (e) 出願が、法第 22 条(3) (c)によって所有者の承諾を得ることなく、著作権及び関連の権利に関する法律 No. 8/1996(その後の改正及び補足を含む)によって保護される作品、周知商標、又はその他の標章若しくは他の先に保護された工業所有権を含んでいること
 - (f) 意匠が、法第 22 条(3) (d)に従って、パリ条約第 6 条の 3 の一覽に記載されている物の何れかを不正に使用しているか、又はパリ条約第 6 条の 3 に掲げられる以外の紋章及び盾形紋地を不正に使用していること
 - (g) 出願人が、第 3 条の意味において、意匠登録の権原を有する者でないこと
 - (h) 意匠が、登録出願日後に又は優先権が主張された場合は優先日後に公開の対象とされ、かつ、法第 22 条(3) (f)の意味で共同体意匠の登録若しくは共同体意匠の登録出願によって先立つ日からルーマニアにおける意匠登録若しくはルーマニアにおける保護の出願によって保護されている先の意匠に抵触すること
 - (i) 意匠が、法第 22 条(3) (g)の意味で、所有者が使用を禁止する権利を付与されている識別性のある標識を使用していること
 - (j) 意匠が、高度に象徴的価値を有する標識、特に宗教的象徴を含むこと
 - (k) 意匠が、周知の幾何学的形状又は自然界の様式化されない要素を複製すること
- (1) 出願人が法定手数料を納付しないこと
- (5) 意匠が先の工業所有権を含む場合は、OSIM は、関係する出願人に通知して、先の権利の所有者の承諾を求めるか又は当該先の権利を図的表示から除く。
- (6) 異議申立がなされた場合は、意匠審査委員会の決定は、異議申立を公告した異議申立審査委員会が作成する報告書に基づいてなされる。

規則 27 国際寄託の審査

- (1) 国際経路でなされる意匠の登録出願は、国内経路でなされる出願と同じ手続に従って審査される。
- (2) 本章の規定は、ヘーグ協定に従ってルーマニアが指定国である国際寄託に適用される。
- (3) 電子様式による国際意匠公報が OSIM で受領された後、国際寄託は、(2)に従って出願登

録簿に記載される。

(4) 意匠審査委員会が拒絶を決定する場合は、拒絶書が作成され、WIPO 国際事務局へ送達される。

(5) ヘーグ協定に従ってなされた意匠登録は、意匠登録簿に掲載される。

規則 28 通知

(1) 署名捺印した法律手続に関する通知は、受領日の書面による確認により、OSIM 一般登録局から出願人に又は(該当する場合)その代理人に郵便により又は直接伝達される。

(2) 通知は、名宛人が通知書類の受理を拒絶するか又はその受領の確認を拒絶する場合でも効力を生じる。

(3) 職業代理人が任命されている場合は、通知はその者になされる。複数の当事者が共同の職業代理人を有する場合は、通知は共同で任命された代理人に宛てられる。

(4) 出願人に伝達する通知において、OSIM は応答の期限を表示する。出願人は、正当な理由をもって応答期限の延長を請求することができるが、当該手続の法定期限を越えることはできない。

(5) OSIM は、応答のために出願人に与えられる期限の満了前に決定をすることはできない。

(6) 設定された期限内に出願人が応答せず応答期限の延長も請求しない場合は、出願に関する決定は、OSIM が寄託に現存する書類に基づいてする。

規則 29 意匠審査委員会の決定

(1) 意匠審査委員会の決定は、意匠部の委員会決定登録簿に記載される。同じファイルに放棄された意匠出願に関する言及が記録される。

(2) 意匠審査委員会の決定及び放棄された意匠出願に関する言及は、最大 30 日以内に出願人又はその権利の承継人に伝達され、登録意匠登録簿に記載される。

(3) 法第 24 条(1)に従って、意匠審査委員会の決定に対しては、その伝達から 30 日以内に登録出願の出願人が異議申立することができる。意匠審査委員会の報告書は、不服申立の対象とならない。

規則 30 取消

(1) 法第 23 条に規定の状況において、意匠部は、登録、更新又は変更記録の取消を決定することができるが、また、場合により登録出願、更新又は変更記録を拒絶し、変更し又は受理する。

(2) 取消の決定は、利害関係人に伝達され、意匠登録簿に記載され、公告される。

(3) 登録、更新又は変更記録の対象である意匠出願に関する決定に対しては、審判請求委員会が 30 日以内に審判請求することができる。

規則 31 審査手続において拒絶の根拠となるべき資料

(1) 新規性の評価に際し、OSIM の意匠部書類集にある情報資料が考慮に入れられる。

(2) 意匠部にある OSIM 所在の書類集は、次から構成される。

(a) BOPI(意匠)に公告された意匠出願集

(b) ルーマニア領域において保護されている意匠集

(c) ヘーグ協定に従ってなされた国際出願集

(d) OHIM 公報に公告された意匠登録出願集

規則 32 手数料

- (1) 意匠登録出願に関する手続は、工業所有権分野における手数料及びその使用条件に関する政令 No. 41/1998(後の修正を伴って再公布)に規定される金額及び期限での手数料の納付を条件とする。
- (2) 規定の期限内に法定手数料の納付がない場合は、OSIM は、意匠登録、登録証の更新又は審判請求の審査に関する手続を実行しない。
- (3) 手数料の納付証明は、所定の法定期限内に意匠部に送付しなければならないが、出願人は、寄託の特定を可能にし、過誤の可能性を避けるために納付書類に登録出願番号及び意匠の名称を正確に記載する義務を有する。
- (4) 出願の特定情報(出願番号、出願人)を含まない納付書類は証拠書類として分類され、金銭の払戻は納付者の名称及び住所が明らかである場合に限り行われる。返金の場合は、金額は郵便料金が差引かれる。
- (5) 基準寸法の 60×60mm を超える大きさの図的表示については、手数料は、図的表示が基準寸法の何個分に相応するかによって計算される
- (6) 手数料は、出願人の書面による同意なく寄託から他へ振り替えられることはない。

規則 33 放棄

- (1) 出願人は、登録出願について決定される日前に限り、OSIM の意匠部に宛てた書面による届出に基づいて、登録出願を放棄することができる。
- (2) 登録出願の放棄の届出がなされる前に、寄託の審査又は公告など何らかの手続が実行された場合は、当該手続に関する手数料の払戻は行われぬ。
- (3) 複合寄託の場合は、出願人は、登録出願の主題たる意匠の全部又は一部につき放棄することができる。

規則 34 BOPI(意匠)での詳細情報の公告

- (1) OSIM は、次の事項を BOPI(意匠)に公告する。
 - (a) 意匠登録簿に登録された意匠の一覧
 - (b) 審査委員会の決定に従って拒絶された出願及び意匠の一覧
 - (c) 意匠登録証の有効性を維持するための手数料の納付を懈怠したために権利を喪失した所有者の一覧
 - (d) 効力を回復した証明書の一覧
 - (e) 意匠登録証の更新の一覧
 - (f) 登録出願及び登録証の法律上の地位の変更
- (2) 審判請求委員会事務局は、委員会の決定を公告のために送達する。
- (3) 紛争処理部事務局は、公告のために次を送達する。
 - (a) 意匠登録についての証明書を取り消す確定かつ取消不能の裁判所決定であって、OSIM に伝達されたもの
 - (b) 他の意匠登録についての証明書に関する確定かつ取消不能の裁判所決定であって、OSIM に伝達されたもの

規則 35 変更, 補完, 訂正

- (1) 出願に関する補完, 変更又は訂正は, OSIM によって与えられた期限内に伝達されなければならない, かつ, 出願人又は職業代理人の名称及び宛先, 意匠の名称, 作図又は複写, 綴りの間違い又は明らかな誤記のみに言及するものとする。ただし, これらが意匠の表示を変更しないことを条件とする。説明書に関する補完又は変更は, 出願に添付された図的表示の美的要素への言及に限るものとする。
- (2) 出願人によって送付された補完で寄託を変更するもの, すなわち詳細事項の追加又は図的表示の追加は考慮されない。
- (3) ファイルされた図的表示は変更することはできないが, 表示の品質の改善のみを目的とするか又は寸法が規則 13 の制限内で変更される場合は, 他の図的表示で差替することができる。

規則 36 意匠登録証の交付

- (1) 意匠登録証は, 認容の決定が確定し, かつ, 取消不能となった日から 30 日以内に OSIM がこれを交付する。ただし, 登録証の交付及び効力維持のための法定手数料が納付されることを条件とする。
- (2) 登録証の交付及び効力維持のための手数料は, 同時に納付しなければならない。
- (3) 登録証は, BOPI(意匠)における公告に従って関連情報, 意匠説明書及び白黒又はカラーの図的表示を含まなければならない。
- (4) BOPI(意匠)に公告された登録証の紛失又は破棄の場合は, 請求により副本を交付することができ, 他に確実な裏付けがある場合には, 原本の認証謄本を法定手数料の納付を条件として所有者に交付することができる。
- (5) 登録証は, 手数料が納付された順に交付される。
- (6) 登録証の付与及び効力維持のための手数料が法定の期間について納付されない場合は, OSIM は証明書を交付せず, 所有者は法第 35 条の条件で法によって付与される権利を失う。
- (7) 権利の喪失は, 登録意匠の登録簿に記載され, BOPI(意匠)に公告される。

規則 37 意匠登録証の更新

- (1) 意匠登録証の更新は, 全体的又は部分的に, 所有者又はその指定する者の明示的請求によって OSIM がこれを行う。
- (2) 標準の更新様式に従う意匠登録証の更新申請であって原本に署名されたものは, 遅くとも登録証の有効期間が満了する 1 月前までに, 更新証明書の交付手数料及び更新手数料の納付証明を添付して OSIM に提出しなければならない。
- (3) OSIM は, 法定維持又は更新手数料の納付のために最大 6 月の猶予期間を与えるが, これには法に定める増額が課される。
- (4) 更新は, 全体的又は部分的, すなわち意匠のすべて又は一部に係るものとすることができる。
- (5) OSIM は, 更新期間を記載して新たな意匠登録証を所有者に交付する。
- (6) 有効期間が更新された登録証は, 更新がなされた期間及び関連事項を含まなければならない。
- (7) 有効期間が更新された意匠登録証には, 最初の更新に(1R), 2 回目に(2R)及び 3 回目に

(3R)が記される。

(8) 登録証の更新に係る法定手数料納付の懈怠は、法第 35 条の条件において法によって付与された証明書所有者の権利の喪失をもたらす。

(9) 更新は、意匠登録簿に掲載され、BOPI(意匠)に公告される。

規則 38 回復

登録証の所有者が法によって付与された権利を失った場合は、次の条件が重複して満たされる限り回復することができる。

(a) 所有者による裏付けある請求が、権利喪失の日から 6 月以内に OSIM になされる。

(b) 回復請求を支える証拠が添えられている。

(c) 法定手数料すなわち効力維持又は更新、効力回復及び証明書交付の手数料が納付されている。

規則 39 出願登録簿

(1) 出願登録簿には、国内経路でなされた意匠登録出願とヘーグ協定に従ってなされた国際意匠登録出願の双方が登録される。

(2) (1)に規定の登録簿には、次の詳細事項が記載される。

(a) OSIM 一般登録局での出願番号及び出願日

(b) 該当する場合は国際出願番号及び国際出願日

(c) 国内寄託番号及び国内寄託日

(d) 出願人：氏名／名称及び住所／登録営業所

(e) 職業代理人：氏名／名称及び住所／営業所

(f) 創作者：名称、宛先

(g) 意匠の名称

(h) 意匠が組み込まれる製品

(i) 出願された意匠の番号

(j) 主張される優先権：番号、日付、国

(k) 法的地位の変更

規則 40 意匠登録簿

(1) 意匠登録簿には、登録を認容された意匠が記載される。意匠登録簿における番号は、登録証番号と同一である。

(2) 意匠登録簿には、登録証の法的地位の変更、効力維持、更新、権利の喪失及び回復が記載される。

(3) 次の詳細事項が意匠登録簿に記載される。

(a) 登録証番号

(b) 正規の寄託の番号及び日付

(c) 国際寄託の番号及び日付

(d) 所有者：氏名／名称及び住所／登録営業所

(e) 職業代理人：氏名／名称及び住所／営業所

(f) 創作者の身元確認事項

- (g) 登録された意匠の名称
 - (h) 登録された意匠の番号(登録証に従う番号)
 - (i) 国際分類に従う類の表示
 - (j) 認定された優先権：番号，日付，国
 - (k) 最初の保護期間
 - (l) 2 回目の保護期間(全体的又は部分的更新)
 - (m) 3 回目の保護期間(全体的又は部分的更新)
 - (n) 所有者の権利の喪失日
 - (o) 回復日
 - (p) 法的地位の変更に関する他の言及
 - (q) 取消に関する言及
 - (r) 確定取消不能の裁判所決定に従った証明書の取消に関する言及
- (4) 変更の登録については，出願人又は職業代理人は，各寄託について別個に，申請書及び変更の基礎となる書類を OSIM に提出する。

第 IV 章 権利

規則 41 意匠に関する権利の移転：譲渡、ライセンス及びその他の権利

- (1) 法第 38 条(1)に規定の権利は、承継、譲渡又はライセンスによって移転することができる。
- (2) 譲渡は、それが登録証によって付与されるすべての権利に関する場合は、全体的となる。
- (3) 譲渡は、それが登録証によって付与される権利の一部のみに関する場合は、部分的となる。
- (4) ライセンスは、ライセンサーが意匠の実施に関する権利を他人に再移転しないことを確約する場合は、排他的となる。
- (5) ライセンスは、ライセンサーが意匠のライセンスを保持するか及び／又は意匠のライセンスを他人に付与する場合は、非排他的となる。
- (6) ライセンスは、それが登録証によって付与されるすべての権利に関する場合は、全体的となる。
- (7) ライセンスは、それが登録証によって付与される権利の一部のみに関する場合は、部分的となる。
- (8) 権利の移転は、意匠登録簿に記録し、かつ、BOPI(意匠)に公告するために OSIM に伝達され、公告後に限り第三者にとって異議申立が可能となる。

規則 42 意匠における権利の記録

- (1) 所有者変更の記録の請求は、書面によるものとし、変更前の所有者又は新たな所有者によって署名され、かつ、次を含まなければならない。
 - (a) 所有者変更の明示的請求
 - (b) 譲渡に係る登録証の番号
 - (c) 変更前の所有者の名称及び宛先並びに新たな所有者の名称及び宛先
 - (d) 所有者の変更日
 - (e) 新たな所有者が外国人の場合、その者が市民である国又は新たな所有者が居所又は登録営業所を有する若しくはその者がパリ条約第 3 条の意味の営業所を有する国の表示
 - (f) 権利移転の方法
 - (g) 権利移転の期間
- (2) 請求は、法定手数料の納付後になされたものとみなされる。
- (3) 所有者変更が契約から生じる場合は、請求には、原本との一致を公証人によって認証された契約の写し又はその抄本を添付しなければならない。
- (4) 所有者の変更が、法人の合併又は再編から生じる場合は、請求には対応する書類を添付しなければならない。
- (5) (3)又は(4)に基づく状況において、変更が共同所有者の 1 又は一部のみを対象としすべての共同所有者を対象とはしない場合は、新たな共同所有者に関して他の共同所有者によって署名されその明示的合意を含む書類が請求に添付されなければならない。
- (6) 所有者の変更が法律効果によって又は裁判所の決定に基づいてなされた場合は、請求にはその変更を証明する書類が添付されなければならない。
- (7) 変更が同一人の複数の登録証に係る場合も、所有者の変更がすべての登録証について同

一である限り、1の請求で十分とする。この場合、すべての登録証番号を表示する。

(8) OSIMは、請求又は所有者の記録に関する書類又は記録に求められる翻訳文に含まれる表示の真実性に関する疑問がある場合は、追加証拠を請求することができる。

(9) (1)から(8)までの規定は、意匠登録の出願人の変更の場合にも適用される。

(10) 出願人又は所有者の変更は、出願登録簿又は場合により意匠登録簿に記録され、記録が実行された月の翌月にBOPI(意匠)に公告される。

規則 43 ライセンスの記録

(1) ライセンスの記録の請求は、書面によって所有者又はライセンシーの署名の下になされ、かつ、次の事項を含まなければならない。

(a) ライセンス記録の明示的請求

(b) ライセンスに係る登録証番号

(c) 所有者の名称及び宛先／登録営業所

(d) ライセンシーの名称及び宛先／登録営業所

(e) ライセンスが排他的若しくは非排他的である事実についての表示又はライセンスの種類に関するその他の表示

(f) 該当する場合、ライセンシーがパリ条約第3条の意味の国民である国又はライセンシーがその住所又は登録営業所又は事業所を有する領域の表示

(g) ライセンスの付与日及びライセンスの存続期間

(2) 請求は、法定手数料が納付された後に限りなされたものとみなされる。

(3) ライセンスの記録の請求には、原本との一致を公証人によって認証されたライセンス契約の写し又はその抄本を添付しなければならない。

(4) ライセンスが裁判所の決定に基づいて付与されるか又は法律効果によって生じる場合は、ライセンスの記録の請求には、その確定かつ取消不能判決の真正な写しが添付されなければならない。

(5) ライセンスは、意匠登録簿に記録され、記録の月の翌月にBOPI(意匠)に公告される。

規則 44 証明書の共有

(1) 登録から生じる権利の部分的譲渡によって共有条件が決められる。

(2) 証明書が複数の所有者に帰属する場合は、その各々を共有者とし、使用方法、ライセンス及び侵害行為を記す書面による共有契約に基づいて意匠を利用することができる。

(3) 意匠の使用方法に関する共有者の書面による契約を欠く場合は、各共有者は自己の利益のために意匠を利用することができる。

(4) 各共有者は、自己の利益のために侵害行為に対して法的救済手続を開始することができる。当該手続を開始する共有者は、その代わりに他の共有者に相応に通知する義務を負う。

(5) 各共有者は、自己の利益のために第三者に非排他的使用ライセンスを付与することができる。

(6) 非排他的使用ライセンスは、すべての共有者の合意のある場合又は確定かつ取消不能の判決に基づく場合に限り付与することができる。

(7) 各共有者は、何時でも登録証に対する権利の自己の持分を譲渡することができる。

(8) 複数の出願人への適用上、法第34条によって付与される権利の場合にも(1)から(7)まで

の規定が適用される。

第 V 章 OSIM の決定に対する審判請求

規則 45 審判請求。総則

- (1) OSIM 内に意匠についての審判請求委員会を機能させ、以下「委員会」という。
- (2) 委員会は、法第 24 条の意味で組織され機能する。

規則 46 委員会の構成員と権限

- (1) 委員会は、次のとおり構成される。
 - (a) 委員長、OSIM 長官又は権限の委譲によって審判部長
 - (b) 2 の構成員(うち 1 は法的有資格の構成員)
- (2) 委員会の事務局は、審判部内の職員が務める。
- (3) OSIM の長官が、委員会の権限を承認する。
- (4) 審判請求は、意匠の登録出願に関する決定の伝達から 30 日以内に OSIM 一般登録局へ書面とする。
- (5) 審判請求はルーマニア語で作成し、次を含まなければならない。
 - (a) 審判請求をする自然人の完全名称及び居所、住所又は場合により法人の名称及び登録営業所
 - (b) 審判請求を受ける OSIM の寄託及び決定の番号
 - (c) 審判請求の対象
 - (d) 審判請求が基礎とする事実上及び法律上の理由
 - (e) 委任状(該当する場合)
 - (f) 審判請求の審査に係る法定手数料の納付証明書の添付
 - (g) 出願人又は(場合により)職業代理人の署名
- (6) 書類が外国語で作成される場合は、ルーマニア語の認証翻訳文が提出されなければならない。
- (7) 審判請求は、審判請求登録簿に時系列で委員会事務局によって記録される。
- (8) 審判請求は、本人又は職業代理人がする。
- (9) 外国の自然人又は法人は、法第 13 条に従って職業代理人を介してのみ委員会に審判請求して決定を得ることができる。
- (10) 委員会は、意匠登録の出願に関して意匠審査委員会によってなされた拒絶又は部分的認容の決定に対して構成された審判請求を処理する。

規則 47 審判請求委員会会議の準備

- (1) 委員会の委員長は、審判請求委員会会議の不変期日を定めて当事者の召喚を手配する。
- (2) 委員会事務局は、受領通知郵便で、審判請求の解決のために定めた不変期日より少なくとも 14 日前に当事者を召喚する。各事案のファイルを構成し、その写しを審判請求の提出後 14 日以内に意匠部へ送付する。
- (3) 召喚された当事者が期日に出頭しない場合は、その当事者欠席のまま委員会手続をすることができる。
- (4) 審判請求の解決のための期日における当事者の出席は、当事者の召喚の手続に関する欠陥に優先する。委員会手続において、当事者は、直接本人が出頭することができ、又は権限

ある工業所有権弁護士又は弁護士の代理を受けることもできる。

(5) 法人は、法定代理人又は委任した法律顧問によって委員会に出頭することができる。

(6) 意匠部の審査官によって作成される意匠審査委員会の所見は、意匠審査委員会委員長によって承認され、審判請求処理のために定めた不変期日の少なくとも5日前に事案ファイルに添付される。

(7) この所見には、審判請求を裏付けるために審判請求人によって援用された事実上及び法律上の理由に対する応答を含めなければならない。

(8) 意匠登録出願のファイル原本は、委員会の請求があるときは、意匠部によって委員会に対し利用可能としなければならない。

規則 48 会議及び討議

(1) 審判請求委員会会議は、公開とする。委員会は、公開の討議が当事者の1又は公序良俗を害する場合は秘密会議とすることができる。

(2) 委員会委員長は、会議を開会、休会及び解散する。

(3) 委員会の事務局は、手続が完全であるか否か及び審判請求を処理するための手数料が納付されているか否かを調べ、相応に委員長に知らせる。

(4) 期日に、当事者が出席であるか又は召喚手続が適正に遵守されていることが確認されることを条件として、委員長は、討議を開始し、審判請求人に発言権を与える。

(5) 委員長は、審判請求に提示された事実を明確にするために当事者に質問する権限を有し、事案を解決するための事実上及び法律上の何らかの状況を、これらが審判請求に含まれていない場合でも、討議に付することができる。

(6) 審査委員会の構成員は、委員長を介してのみ当事者に質問することができ、委員長は構成員が質問に直接対処することに同意することができる。

(7) 当事者による確実に裏付けられた請求があるとき又は討議から新たな証拠の必要性が生じる場合は、委員会は新たな会期を定めることができ、現当事者は新たな会期の通知を受け取るものとする。

規則 49 委員会の決定

(1) 討議の閉会后、委員会は、当事者を除いて事案を審議し、同日委員会中に決定を発表するか、又は特別の場合は、委員会は最大3週間発表を延期することができる。委員長は、委員会構成員の意見を聞き、決定権を有する

(2) 委員会議の討議及び委員会の決定は、委員会事務局が委員会議事録にこれを記入する。

(3) 決定がなされるときは、委員会が委員会議事録の各ファイルに対応する個所に記入されるその主文を作成し、報告者が決定を作成する。

(4) 委員会の構成員の相異なる意見は、決定主文に記入され個別に裏付けるものとする。

(5) 委員会の決定は、次を含まなければならない。

(a) 審判請求人の完全名称及び居所／登録営業所

(b) 職業代理人又は場合により弁護士の名称

(c) 審判請求ファイル番号

(d) 決定を発表した委員会の名称

(e) 審判請求の主題、当事者の理由及び当事者が提出した審判請求を裏付ける証拠

- (f) 決定の基礎となる事実上及び法律上の理由
- (g) 決定の主文
- (h) 法的救済，救済の期限及び決定に対して審判請求することができる裁判所
- (i) 決定が公開委員会で発表された旨の言及並びに委員会委員長及び構成員の署名
- (6) 委員会は，審判請求の解決のために次の決定の 1 をする。
 - (a) 審判請求を認容し，決定を適用するためにファイルを意匠部へ送ること，又は
 - (b) 審判請求を拒絶し，審判請求を受けた決定を維持すること
- (7) 委員会の決定は，多数決の投票でなされ，発表後 15 日以内に委員会事務局によって原本との一致を認証された写しで当事者に伝達される。
- (8) 決定は，委員会の決定登録簿へ提出するために単一の原本で交付され，委員会事務局によって保管される。
- (9) 決定は，委員長及び構成員によって署名される。構成員の 1 が決定に署名することが不可能な場合，委員長はこの事実を決定に記入する。

規則 50 審判請求の証拠保管

- (1) 委員会に提出された審判請求の証拠は，次の書類に記録される。審判請求登録簿，議事録及び委員会決定登録簿。
 - (2) 審判請求が記入される審判請求登録簿は，次の要素を含まなければならない。
 - (a) 審判請求の提出日及び審判請求の提出番号
 - (b) 審判請求人の完全名称
 - (c) 審判請求の主題
 - (d) 審判請求の解決のための不変期日
 - (e) 提出された審判請求に関し委員会によって発表された決定
 - (f) 書類番号又は審判請求解決のための手数料納付命令の番号
 - (g) 委員会決定の番号，決定が伝達された番号及び日付
 - (3) 委員会の議事は，議事録に記入されなければならない。
 - (4) 委員会の決定登録簿は，次を含まなければならない。
 - (a) 決定番号
 - (b) 審判請求人，職業代理人又は弁護士(場合により)の名称
 - (c) 委員会決定の内容
 - (d) 委員会ファイルの番号
 - (e) 委員会の議事一覧の番号
 - (5) 審判請求の年次証拠が保管されなければならない。これは年次毎に最新番号 1 から始める。

第 VI 章 経過及び最終規定

規則 51 経過規定

審判請求の解決に係る手続に関する規則 45 から規則 50 までの規定は、民事訴訟法の規定によって適宜補完する。

規則 52 指示

本規則の適用上、OSIM 長官は、指示を発することができ、これを BOPI (意匠) に公告する。